

事務局報告

第89回(2022年度第2回)幹事会 議事要録

日時:2022年4月9日(月) 10:00~11:30

場所:Zoomによるオンライン会議

出席者:能城会長,村上庶務幹事,山川会計幹事,西内広報・渉外幹事,工藤編集委員長,真邊行事委員長,浦行事副委員長

報告事項

1. 会員動向および会費納入状況:2022年2月28日現在の会員数が報告された(名誉会員2名,賛助会員1社,一般会員245名,シニア会員32名,学生会員23名,団体会員4団体)。2022年度(2021年10月1日から)の増減は,入会者6名(一般会員2名,学生会員4名),退会者5名(名誉会員1名,一般会員3名,学生会員1名)で,会員数は1名増加した。会費納入状況について,4年分の会費を滞納している会員が4名いることが報告された。
2. 植生史研究の編集状況:第30巻2号が5~6月に刊行予定であること,第31巻1・2号(合併号)と第32巻1号が刊行に向けて準備中であることが報告された。
3. 第36回大会報告:第36回山梨大会(ハイブリッド方式)の参加者が報告された。公開シンポジウムへの参加者は171名(会員96名,一般参加者75名)で,一般研究発表83名(会員のみ)であった。
4. 第49回談話会報告:2021年12月18日に第49回談話会(テーマ「オンライン花粉化石勉強会」)がオンライン(琵琶湖博物館,京都府立大学の顕微鏡を使った画像をZoomで配信)にて開催され,参加者は68名(会員28名,一般参加者40名)であったことが報告された。講師は藤木利之氏(岡山理科大学),安藤卓人氏(島根大学),世話人は林竜馬氏(滋賀県立琵琶湖博物館)である。
5. 第13回奨励賞について:第13回日本植生史学会奨励賞のスケジュールについて確認し,2022年5月1日に審査委員会を編成し,7月末までに決定することが報告された。
6. 国際会議での参加発表への補助について:例年会員に告知を行って学会参加補助について,今年は募集を再開し,次号ニュースレターにて会員に告知することが確認された。

審議事項

1. 今後の会計・編集体制について検討し,2期4年の幹事任期を終えた後はスムーズに次の担当につないでいく

べく体制を整えるという原則が確認された。

2. 第50回・51回談話会について:第50回談話会は,第48回・49回に続いてオンライン講習会方式とし,試料や現生標本の画像を共有しながら葉の化石や木材の同定法を初心者向けに紹介する方式で実施するべく調整していくことが了承された。
3. 第37回大会(奈良)について:第37回日本植生史学会大会を2022年10月1日(土),2日(日)に花粉学会と共催という形で奈良文化財研究所(奈良県奈良市)にて開催するべく準備することとした。大会実行委員長:星野安治氏とする。
4. 次号ニュースレターの内容について:次号ニュースレター(No.56)は第37回大会案内の第1報と第50回談話会の案内,シニア会員への種別変更案内,国際会議参加補助のお知らせなどを掲載することが報告され,了承された。
5. 植生史研究バックナンバーの価格変更について:植生史研究の販売価格について検討し,刊行から2年が経過した第28巻第2号までを1号あたり1冊500円にて販売し,PDFを学会ホームページとJ-STAGEにて公開することとした。
6. 植生史研究投稿規定の見直しについて:カラー図の掲載にあたり著者が負担する実費について,投稿規定のなかに明記するべく準備することが了承された。
7. 次回幹事会日程について:次回幹事会は2022年6~7月にオンライン方式にて開催することとした。

会員動向(2022年1月~2022年3月)

新入会員(敬称略)

橋本佳奈(学生)同志社大学

退会会員(敬称略)

津村義彦

第13期日本植生史学会役員

(任期:2021年10月1日~2023年9月30日)

会長:能城修一

評議員:江口誠一,那須浩郎,百原新,矢部淳

会計監査:半田久美子

幹事:村上由美子(庶務),山川千代美(会計),西内李佳(広報・渉外)

編集委員会:工藤雄一郎(委員長),星野安治(副委員長)

行事委員会:真邊彩(委員長),浦蓉子(副委員長)

自然史学会連合担当：藤井伸二

雑誌投稿に関する問い合わせ、企業広告送付先
編集委員長 工藤雄一郎
E-Mail: hbjournal@hisbot.jp

各種連絡先

入会・異動・退会・購読の申し込み

(バックナンバー購入、メーリングリストアドレス登録・変更、メーリングリストへの投稿記事)

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル

(株)春恒社 学会事業部内 日本植生史学会事務局

TEL 03-5291-6231 FAX 03-5291-2176

E-Mail: hisbot-office01@shunkosha.com

ホームページや企業広告に関する問い合わせ
広報・渉外幹事 西内李佳
E-Mail: hbnews@hisbot.jp

その他の連絡先は、以下の通りです。

連絡・問い合わせ、転載許可申請、シニア会員申請

庶務幹事 村上由美子

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学総合博物館

TEL 075-753-3279 FAX 075-753-3277

E-Mail: hbmain@hisbot.jp

査読者への謝辞

植生史研究第30巻に投稿された論文等は下記の方々に査読していただきました。記して御礼申し上げます。

佐々木尚子

鈴木伸哉

高原 光

中山誠二

村上由美子

庄田慎矢

鈴木三男

中原 計

西内李佳

日本植生史学会会則 (2006年11月26日改正, 2009年11月8日改正, 2011年11月6日改正, 2015年11月8日改正)

第1条 (名称) 本会は日本植生史学会 (Japanese Association of Historical Botany) という。

第2条 (目的) 本会は植生史を中心とする関連各分野の諸問題を解明し, 植生史研究の発展と普及をはかることを目的とする。

第3条 (事業) 本会は上記目的を達成するため, 次の事業を行う。

- a. 会誌「植生史研究」通常号を発行する。
- b. 会誌「植生史研究」特別号を不定期に刊行する。
- c. 学術講演会, シンポジウム, 談話会などを開催する。
- d. 国内外の学術団体との連絡および交流を行う。
- e. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 (会員) 会員は正会員 (一般会員および学生会員), 名誉会員, 団体会員, 賛助会員, およびシニア会員とする。

- a. 正会員は一般会員および学生会員からなり, 植生史研究に関心を持ち, 本会の趣旨に賛同する個人である。学生会員は大学等に在籍する学生, 大学院生, 研究生等である。
- b. 名誉会員は植生史学に顕著な功績のある会員, もしくは本会の発展に寄与した会員の中から, 評議員会が推薦し総会の承認を受けた個人とする。名誉会員は会費の納入を要しない。
- c. 団体会員は会誌を定期的に購読する機関である。
- d. 賛助会員は本会の目的を賛助する会社その他の法人とする。
- e. シニア会員は常勤の職を持たない60歳以上の正会員で, 本人が会長に申請して幹事会の承認を得た者とする。
- f. 会費は前納制とする。会費に「植生史研究」特別号の代金は含まれない。会費額は別表に定める。
- g. 会員は会誌の配付を受け, 会誌に投稿し, 本会主催の諸会合に出席することができる。
- h. 会員の除名は, 会費を滞納し, または, 本会にふさわしくない行為等を行った会員について会長が発議し, 評議員会で決定する。除名された元会員が再入会を希望する場合は, 会長に申し出て, 評議員会の承認を受けるものとする。

第5条 (総会) 本会の最高議決機関として正会員およびシニア会員で組織される総会をおく。総会は年1回, 会長が招集する。総会での議決は出席者の過半数の賛成をもって行う。

第6条 (会長) 本会に会長をおく。会長は本会を代表し, 会務を統括する。会長は別に定める選挙規程により正会員またはシニア会員の中から選出される。任期は2年とし, 3期務めることは出来ない。

第7条 (幹事会) 本会に幹事会をおく。幹事会は会長, 幹

事および各委員会の委員長, 副委員長で構成され, 本会の運営を行う。

a. 幹事は庶務幹事, 会計幹事, 渉外幹事, その他会長が必要と認めた幹事とする。幹事は会長が選任し, 評議員会及び総会に報告する。幹事の任期は2年とし, 再任, 重任を妨げない。

b. 本会に編集委員会, 行事委員会その他の会長が必要と認めた委員会をおく。各委員会の委員長, 副委員長は会長が選任し, 評議員会及び総会に報告する。各委員会の委員は当該委員長が会長に推薦し, 会長がこれを委嘱する。正副委員長及び委員の任期は2年とし, 再任, 重任を妨げない。

第8条 (評議員会) 本会に評議員会をおく。評議員会は評議員で構成され, 本会の運営にかかわる重要事項を会長の諮問に応じて審議する。評議員の定数は選挙の行われる年度の正会員とシニア会員とを合わせた数を100で除した数とし, 端数は繰り上げる。評議員は別に定める選挙規程により正会員またはシニア会員の中から選出される。会長, 幹事及び各委員会の正副委員長との重任は出来ない。評議員の任期は2年とし, 連続して3期務めることは出来ない。

第9条 (財政) 本会の経費は会費, 事業収入, 寄付金等の収入をもってあてる。会計年度は, 原則として毎年10月1日に始まり9月30日に終わる。会長は会計年度間の収支決算を次の総会に報告し, その承認を受けなければならない。

第10条 (会計監査) 本会に会計監査1名をおき, 正会員またはシニア会員の中から総会において選出する。会長, 評議員, 幹事及び各委員会の正副委員長との重任は出来ない。任期は2年とし再任を妨げない。

第11条 (会則変更) 本会則の変更には総会における出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

別表 (会費)

会費年額

一般会員: 6,000円

学生会員: 3,000円

シニア会員: 3,000円

団体会員: 8,000円

賛助会員: 一口20,000円で, 一口以上

附則

1. この会則は2009年11月8日から施行する。
2. 本会事務局は会長が定める住所に置くものとする。

附則 (会則の一部改正)

この会則の改正は2015年11月8日から施行する。